徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

徳島県人事委員会事務決裁規則（規則二―九）の一部を次のように改正する。

第七条中「掲げる事項」の下に「（第二号の規定の例によることとされる会計年度任用職員の通勤手当及び通勤費用弁償に係る事項を含む。）」を加え、同条第一号中「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六―五」を「規則六―五」に改め、同条第二号中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六―十七」を「規則六―一七」に改め、同条第三号中「昭和四十九年徳島県人事委員会規則六―八七」を「規則六―八七」に改め、同条第四号中「平成二年徳島県人事委員会規則六―一二三」を「規則六―一二三」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。